

# 新NISAと生前贈与対策



令和6年4月18日（木）

ひょうご税理士法人

# 1. 新NISAが令和6年よりスタート!

～ これまで投資に興味がなかった方も、これを機会に是非! ～

## 新NISAの改正点

- ① 口座開設期間の恒久化
- ② 非課税保有期間の無期限化
- ③ 成長投資枠と、つみたて投資枠の併用可能
- ④ 年間最大360万円、生涯非課税限度額1,800万円まで投資が可能



# 1. 新NISAが令和6年よりスタート!

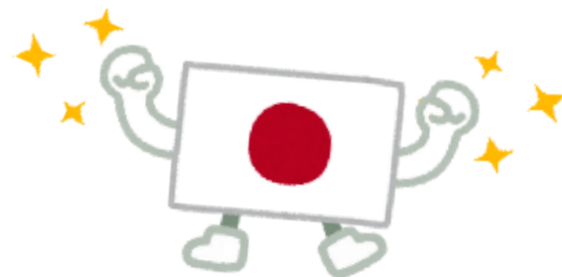
～ これまで投資に興味がなかった方も、これを機会に是非! ～

国の表向きの顔 (狙い)



- ・貯蓄から投資への流れを加速させ、経済を活性化。

⇒ 日本を元気にしよう!



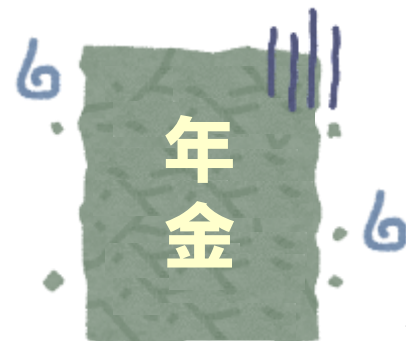
国の裏の顔 (狙い)



- ・借金で首が回らず、社会保障制度 (年金制度) も危うい。

⇒ **いつまでもあると思うな、親と年金。**

**年金作りは各自で自己責任**でお願いします。  
**頼らないでね。**



# 1. 新NISAが令和6年よりスタート!

## ① 口座開設期間の恒久化

	新NISA	令和5年まで
制度が使える期間	恒久化	一般 : 令和5年まで つみたて : 令和24年まで

↓ どうなるの?

終わりを気にせずに済む!



一般NISAの  
令和5年までは  
あまりに短すぎ  
でしたね



- 制度が終了するまでに、どのように運用するか決めないといけないなあ。
- せっかく値上がりしてきたのに、制度が終わっちゃうなあ。

とかいった心配が不要に!



長い目でじっくり投資することが可能!

## ② 非課税保有期間の無期限化

	新NISA	令和5年まで
非課税期間	無期限	一般：投資した年から最長5年間 つみたて：投資した年から最長20年間




どうなるの？

※ ロールオーバーなどを気にせずに済む！

ロールオーバー  
なんていう言葉や意味も  
ややこしかったですね



- 
- ・保有期間5年以内を前提にした投資戦略になっちゃうなあ。
  - ・保有期間が終わるタイミングで
    - ① ロールオーバーするか
    - ② 課税口座に移管するか
    - ③ 売却するか選択しないとイケないなあ。

とかいった心配が不要に！



5年という短い期間に縛られず、長期運用が可能に！

新NISAでは投資運用益の  
20%の税金がずっと非課税に  
なります



※ ロールオーバー  
非課税期間（5年）が終了した際に、保有している金融商品を翌年の  
新たな非課税投資枠に移行（移管）すること。

### ③ 成長投資枠と、つみたて投資枠の併用可能

	新NISA	令和5年まで
同時利用は？	成長投資枠 ↕ つみたて投資枠 ○ 同時利用OK!	一般NISA ↕ つみたてNISA × 同時利用不可



どうなるの？

つみたて投資枠を利用して毎月積立をしつつ、  
個別株投資やアメリカ株投資などにも成長投資枠を利用して  
投資チャレンジがしやすくなります!

これまでは、せっかく つみたてNISAで投資に慣れてきても、  
個別株投資する時に税金がかかるのが、ネックになっていたんだよね



## ④ 年間最大360万円、生涯非課税限度額1,800万円まで投資が可能

	新NISA	令和5年まで
年間投資上限額	成長投資枠 240万円 つみたて投資枠 120万円	一般 120万円 つみたて 240万円
生涯非課税限度額	1,800万円 (うち、成長投資枠1,200万円)	一般 600万円 つみたて 800万円



どうなるの？



私は手堅く運用したいわ

- ・ つみたて投資枠のみを利用し、毎年上限額を投資するケース

	1年あたり投資額	×	年数	=	生涯投資額
<span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">つみたて投資枠</span>	120万円		15年		1,800万円



僕は新NISAを早くフル活用したい！

- ・ 成長投資枠とつみたて投資枠を併用し、それぞれ毎年上限額を投資するケース

	1年あたり投資額	×	年数	=	生涯投資額
<span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">成長投資枠</span>	240万円		5年		1,200万円
<span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">つみたて投資枠</span>	120万円	×	5年	=	600万円
			合計		1,800万円

## 2. 新NISAのよくある質問（金融庁資料参照）

Q1. 生涯非課税上限額は買付額で管理？

その通り。よって売却した場合は、その売却商品の買付額分の**非課税枠が復活！**

Q2. 新NISAへの手続きは複雑では？

現行NISAを利用している人は、新NISAスタート時に**新しいNISA口座が自動的に設定される**など、手続きは複雑にならないよう手当あり

Q3. 新しいNISAがスタートすると、現行NISAで保有している商品は？

**売却する必要なし！** 最長で、一般なら5年間、つみたてなら20年間、**非課税で保有OK！ 売却も自由！**

但し、非課税期間終了後、新NISAへの移管（ロールオーバー）は不可。



### 3. 贈与税（暦年課税）の速算表と早見表

贈与税の速算表（暦年課税）※令4.3.31以前は20歳

基礎控除後の課税価格（万円）	直系尊属から18歳以上へ		左記以外	
	税率	控除額	税率	控除額
200以下	10%	—	10%	—
200超 300以下	15%	10万円	15%	10万円
300超 400以下			20%	25万円
400超 600以下	20%	30万円	30%	65万円
600超 1,000以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000超 1,500以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500超 3,000以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000超 4,500以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500超	55%	640万円		

#### 贈与税の早見表

直系尊属→18歳以上の子、孫の場合【特例税率】

① 贈与した価格	② 贈与税額	③ 実効税率（②÷①）
110万円	0.0万円	0.00%
120万円	1.0万円	0.83%
200万円	9.0万円	4.50%
300万円	19.0万円	6.33%
500万円	48.5万円	9.70%
1,000万円	177.0万円	17.70%
1,500万円	366.0万円	24.40%
2,000万円	585.5万円	29.27%
4,000万円	1,530.0万円	38.25%

左記以外の場合【一般税率】

① 贈与した価格	② 贈与税額	③ 実効税率（②÷①）
110万円	0.0万円	0.00%
120万円	1.0万円	0.83%
200万円	9.0万円	4.50%
300万円	19.0万円	6.33%
500万円	53.0万円	10.60%
1,000万円	231.0万円	23.10%
1,500万円	450.5万円	30.03%
2,000万円	695.0万円	34.75%
4,000万円	1,739.5万円	43.48%

## 4. NISAの投資額(360万)に必要な贈与資金

(1) 直系尊属から18万以上の場合

①贈与資金 393万円

②贈与税  $(393万円 - 110万円) \times 15\% - 10万円 = 32.45万円$

③差引 ① - ② = 360.55万円

(2) 上記(1)以外の場合

上記(1)と全く同じ



ざっと言えば、  
400万円を贈与すれば税引後360万円をNISA資金に  
回すことが可能!



# 4. 相続税の速算表と早見表

## 相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

(基礎控除：3,000万円＋600万円×法定相続人の数)

相続税試算の結果を踏まえて、生前贈与を計画的に始めるのがポイントです！  
贈与税と相続税の実効税率を比較して、有利な暦年贈与を選択しましょう！



## 相続税の早見表

1. 相続人が配偶者と子の場合（法定相続分に従って財産を取得した場合）

相続人 課税価格	配偶者と 子1人	配偶者と 子2人	配偶者と 子3人	配偶者と 子4人
基礎控除	4,200万円	4,800万円	5,400万円	6,000万円
5,000万円	40万円	10万円	0	0
1億円	385万円	315万円	263万円	225万円
2億円	1,670万円	1,350万円	1,218万円	1,126万円
3億円	3,460万円	2,860万円	2,540万円	2,350万円
5億円	7,605万円	6,555万円	5,936万円	5,500万円
10億円	1億9,750万円	1億7,810万円	1億6,635万円	1億5,650万円
20億円	4億6,645万円	4億3,440万円	4億1,183万円	3億9,500万円

2. 相続人が子だけの場合

相続人 課税価格	子1人	子2人	子3人	子4人
基礎控除	3,600万円	4,200万円	4,800万円	5,400万円
5,000万円	160万円	80万円	20万円	0
1億円	1,220万円	770万円	630万円	490万円
2億円	4,860万円	3,340万円	2,460万円	2,120万円
3億円	9,180万円	6,920万円	5,460万円	4,580万円
5億円	1億9,000万円	1億5,210万円	1億2,980万円	1億1,040万円
10億円	4億5,820万円	3億9,500万円	3億5,000万円	3億1,770万円
20億円	10億820万円	9億3,290万円	8億5,760万円	8億 500万円

## 5. 暦年贈与と相続時精算課税制度の比較表（令和5年まで）

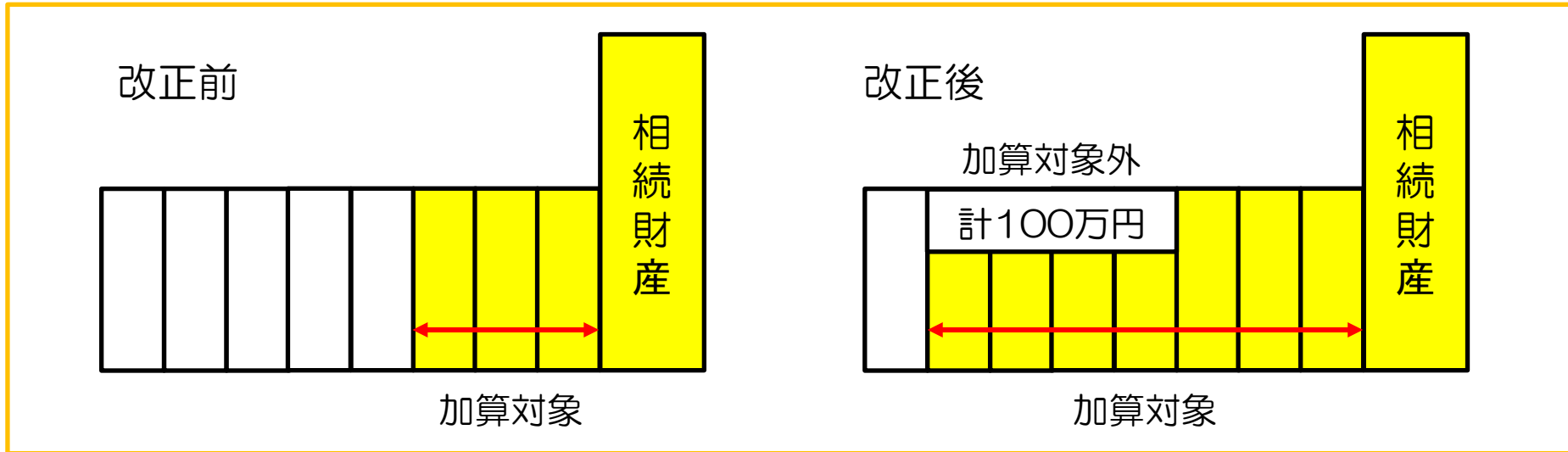
	暦年贈与	相続時精算課税制度
贈与税の非課税枠	毎年110万円	累計2,500万円
贈与者の条件	なし	60歳以上の父母・祖父母
受贈者の条件	なし	18歳以上の子・孫
非課税枠を超えた場合の税率	10%～55% (贈与額により変動)	一律20%
届出書の提出	なし	あり
申告	受け取った財産額が 年110万円以下なら不要	金額に関わらず 贈与のたびに必ず必要
相続税との関係	相続前3年以内の贈与財産は 相続財産に加算	すべて相続財産に加算
その他	届出をしない限り 暦年贈与が適用される	一度選択したら 暦年課税制度に戻すことはできない

# 6. 暦年贈与の規制強化（生前贈与加算期間の延長）

「アメとムチ」のムチ


## ◆ 暦年贈与について

生前贈与加算の期間が、相続開始前 **3年→7年**に延長されました。



- **令和6年1月以降の贈与から適用対象**となり、令和9年1月以降の相続より順次、加算期間が延長されていきます。（令和13年の相続で加算期間7年に到達）  
⇒ 令和5年12月までは延長対象外（通常の3年加算対象）
- 延長期間中の贈与は合計100万円まで相続財産に加算しない措置あり。
- 今回、加算対象者に関する改正はありません。従来通り、相続・遺贈等により財産を取得しない人への贈与は加算の対象外です。

# 7. 相続時精算課税制度の使い勝手の向上

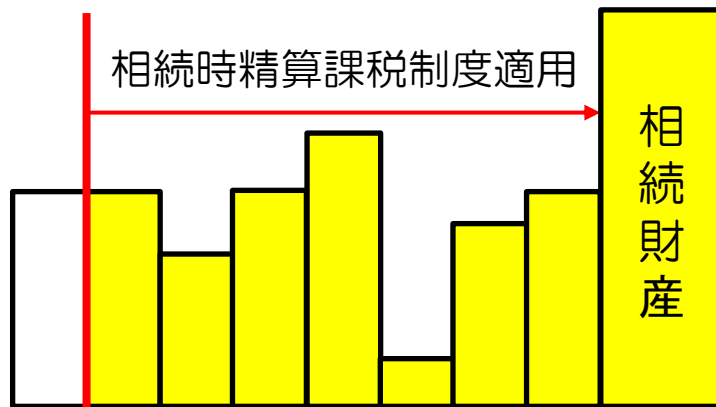
「アメとムチ」のアメ 



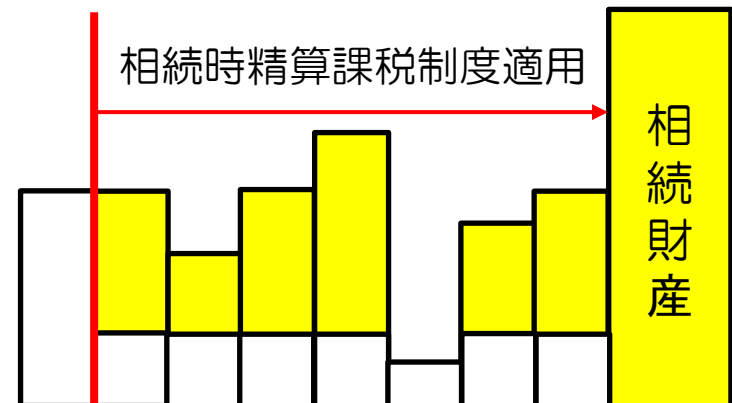
## ◆ 相続時精算課税制度について

通常**の基礎控除2,500万円**＋**毎年110万円**の基礎控除が控除可能となりました。相続税の計算時に相続財産へ加算する金額も、110万円の基礎控除を差し引いた後の金額となります。

改正前



改正後

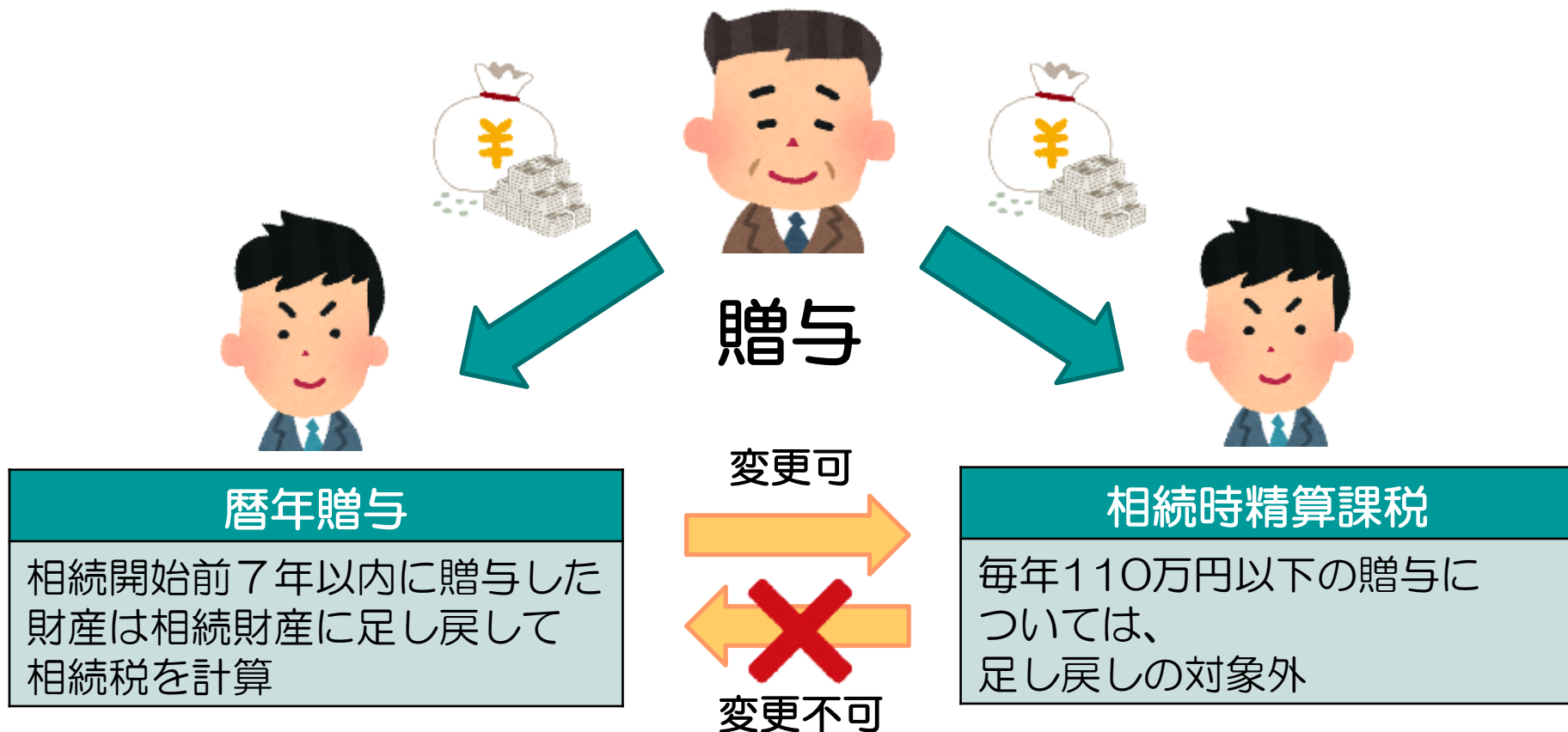


毎年110万円の控除

- 令和6年1月以降の精算課税贈与に関して対象となります。

## 8. 暦年贈与と相続時精算課税制度のポイント

ポイント1：暦年課税と相続時精算課税はどちらが有利なのか

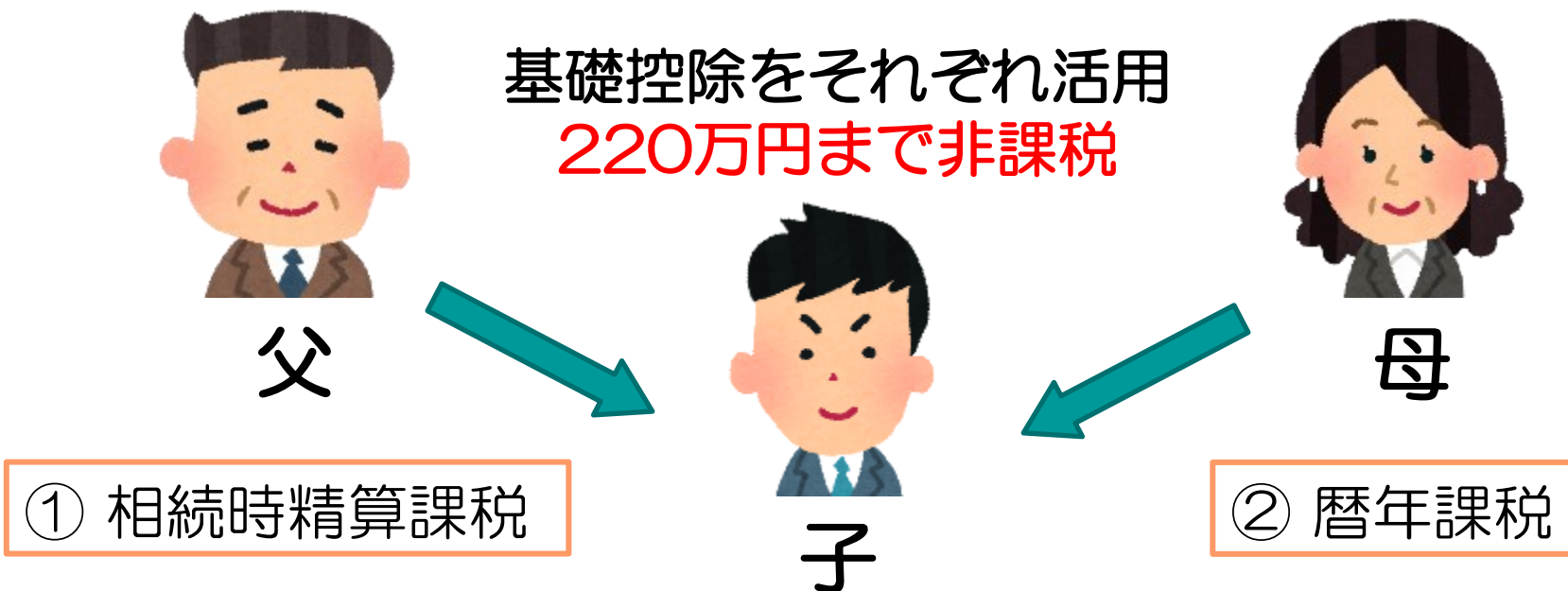


相続時精算課税制度の基礎控除枠を使って贈与した財産については、足し戻しの対象とならないため、110万円以下の財産を贈与する場合は、暦年課税よりも相続時精算課税を適用するケースの方が有利になる可能性があります。

ただし、相続時精算課税の適用には、年齢の要件があるためご注意ください。

## 9. 暦年贈与と相続時精算課税制度のポイント

ポイント2：併用により贈与の非課税枠が従来の2倍に



相続時精算課税と暦年課税は、それぞれ別途基礎控除枠が設けられています。相続時精算課税は【父→子】【母→子】など特定の組み合わせ毎に選択できるため、上記図のような形となっていた場合には、父から110万、母から110万それぞれ贈与を受けた場合でも非課税となります。

これまで非課税枠110万の範囲内で贈与されていた方にとっても、生前贈与を加速させる可能性がある改正です。これらの改正は令和6年1月1日以降の贈与より適用となります。